

町田市民病院経営強化プラン策定・実行支援業務委託仕様書

1. 業務名称

町田市民病院経営強化プラン策定・実行支援業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 目的

町田市民病院は（以下、「当院」という。）、「町田市民病院第4次中期経営計画」（2022年度～2026年度）（以下、「現計画」という。）に基づき、質の高い医療の提供、経営改善に取り組んでいるところであるが、物価高騰や人件費の上昇など病院経営を取り巻く環境は厳しい局面を迎えている。地域の中核病院として、地域から必要とされる医療を安定的に供給していくためには、全職員が病院経営に関する意識を持ち、全職員が一丸となってより一層経営改善に取り組み、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

こうした中で現計画の更新時期を迎え、次期中期経営計画（2027年度～2031年度）においては、さらに実効性のある計画の策定が求められている。

本業務は、各種データ分析に基づく収入増加策及び経費削減策の提案、各職種へのヒアリング及び現場関与、職員全体の病院経営に関する意識の浸透を含む実行支援に関する業務、次期計画の策定に関する業務を、病院経営に関する専門的な知識や実績を有する事業者へ委託することにより、収支の改善を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から2027年3月31日

4. 履行場所

町田市民病院が指定する場所

5. 業務内容

（1）現状分析・評価

当院の外部環境分析・内部環境分析を行うこと。また、当院の診療圏内にある医療機関とのベンチマークを行い、内容を整理すること。

ア 外部環境分析

当院の位置づけを明確にするため、医療行政動向分析、診療圏調査、医療需要調査、その他病院経営及び運営に必要な項目の分析を行うこと。調査・分析項目の例は以下のとおり。

（ア）当院の診療圏（以下、「診療圏」という。）の特定

（イ）診療圏の人口動態、疾病構造及び受療行動（患者の流出入）の調査

（ウ）診療圏の他医療機関の動向

（エ）診療圏のDPCデータ等を用いた分析

イ 内部環境分析

当院の経営状況を明らかにするため、経営分析、診療統計分析、経営形態分析、その他経営改善に必要な項目の分析を行うこと。

（ア）DPCデータ、診療データ等を用いた分析

- ・救急搬送に関する調査分析（応需率、受入件数、入院率等）
- ・手術件数に関する分析（手術件数、手術室稼働率等）
- ・内視鏡件数に関する分析（内視鏡件数、内視鏡室稼働率等）
- ・カテーテル件数に関する分析（カテーテル件数、カテーテル室稼働率等）
- ・地域連携に関する調査分析（紹介件数、紹介からの入院率等）
- ・外来患者に関する分析

（イ）幹部職員等へのヒアリングによる経営課題の把握

（ウ）財務諸表を用いた収支構造の分析

（エ）職種部門別の人員配置

（オ）その他、当院の課題抽出・分析

（２）経営改善の提案・実行支援

前項の現状分析・評価を基に、当院の経営改善に関する提案、実行支援を行うこと。実行支援にあたっては、他院の事例を紹介するなど、参考となる情報を提供すること。期待する内容は以下のとおり。

ア 収入の増加に関すること

（ア）新規患者数の確保に関すること

- ・救急患者（特に救急車で来院患者）の増加
- ・地域連携強化による紹介患者数の増加

（イ）入院患者数の増加に関すること

- ・病床利用率の向上
- ・適正な病床編成、ベッドコントロール

（ウ）診療報酬における各種加算の算定件数増、施設基準の維持、新規取得に向けた助言

（エ）その他、収入の増加に関すること

イ 費用の削減に関すること

（ア）委託経費の最適化

（イ）材料費の適正化

（ウ）支出抑制のための支援

（エ）その他、費用の削減に関すること

ウ その他経営改善に関すること

（ア）職員の適正な人員配置

（イ）適正な外来患者数

（３）専門知識やノウハウを活用した経営改善に向けた現場への関与

経営改善にあたり、当院の各現場に直接関与し職員に対して助言・指導の支援を定期的に行うこと。また、事務職員と協力して現場のサポートを行うことを通じて、全職員の病院経営に関するスキルアップに寄与すること。

本業務における直接関与とは、受託者が当院に勤務する医師や看護師、医療技術職員、事務職員と直接的なコミュニケーションを通じて助言・指導を行い、業務改善を行うことを指す。なお、受託者は最低でも月に１回は来院することとし、以下に例示する会議等へ出席すること（出席が困難な場合は、双方協議の上、リモートでの出席も可とする）。

- ・経営会議（月2回開催）の運営支援（出席、資料説明）
- ・合同部門責任者会議の運営支援（出席、資料説明）
- ・各種委員会やカンファレンス等の運営支援（出席、資料説明）
- ・BSCヒアリング（毎年実施している、各部門へのヒアリング）の運営支援

（４） 公立病院経営強化プランの策定支援

公立病院経営強化プランとして2026年度内に策定予定の「(仮称) 町田市民病院第5次中期経営計画」(計画期間：2027年度～2031年度)について、以下の支援を行うこと。

なお、目標案については、今後容易に進捗管理が可能なものであり、進捗管理の手法及び計画の実効性を確保する方策についても助言を行えることが望ましい。

- (ア) 経営層へのヒアリング
- (イ) 現計画の進捗確認
- (ウ) 総務省が提示する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」及び(1)、(2)の内容を踏まえた、目標案の提示
- (エ) 現場層への目標案の設定支援
- (オ) 経営層への目標案の提案
- (カ) その他、次期計画策定に必要なと思われる事柄

6. 業務従事者

次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 受託者は、本業務に精通しているもの（以下、「業務従事者」という。）を選任して、従事させるものとする。
- (2) 業務従事者は、他病院（一般病床350床以上）の経営改善支援業務に従事した経験を有すること。
- (3) 業務従事者は、他病院（一般病床350床以上）の全般的な課題及び医療政策動向に精通しており、適切で迅速な情報共有ができ、かつ、客観的なデータや各種通知に従った提案を行える能力を有すること。
- (4) 業務従事者は、当院が抱える課題を抽出し、業務改善、課題解決等を行い、現場関与ができる力量を有すること。
- (5) 業務従事者は、当院職員との適切なアプローチ方法を心得ており、良好なコミュニケーションを取ることができる者であること。
- (6) 業務従事者は、総務省が提示する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」や厚生労働省が示す「診療報酬改定」、地域医療に係る動向、その他医療にかかわる政策、通知等に対し、公立病院への助言や改善支援を速やかに行える経験及び力量を有する者であること。
- (7) 受託者は、本業務の業務従事者に不測の事態が生じ本業務に支障が生じる恐れのあるときは、当院と協議の上速やかに代替者を配置すること。また、受託者は、業務を履行するにあたり事故が発生した場合は、速やかに当院に報告すること。

7. 成果品等

本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品のデータ形式及び提出方法については、発注者と受託者が協議の上、決定する。また、本業務の成果品は、発注者が使用・公表することができること。

(1) 実施結果報告書（カラー印刷 10部、データ一式）

実施結果報告書には、当院で検討した収支改善施策の効果額及び効果額の試算を含むこと。

(ア) 中間報告（提出期限：2026年3月31日）

中間報告には、経営改善提案までを含むこと

(イ) 最終報告（提出期限：2027年3月31日）

(2) 分析データ及び作成資料（カラー印刷 10部、データ一式）

（提出期限：2026年3月31日）

(3) 「町田市民病院第5次中期経営計画（仮称）」に関する指標一覧

（提出期限：2026年6月30日）

8. 契約代金の支払

発注者は、受託者から提出される各年度の成果物により委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき、各年度の契約代金を支払う。

9. その他

- (1) 委託業務を通じて作成される成果物一切に係る著作権については、当院に帰属するものとし、事前連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、町田市個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務従事者に対して、十分な情報セキュリティ教育を行わなければならない。
- (5) 受託者は、本業務で取り扱う機密情報等について、厳重に管理するとともに、目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
- (6) 受託者は、本契約により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、受託者の責に帰すべき事由による場合は、当院は当該事故等を受託者の名称を含めて公表することができる。
- (8) 受託者が前項の規定に違反した場合は、契約を解除することができる。なお、受託者が受けた損害について当院は負担しない。
- (9) 受託者が前各号の規定を違反したことにより当院に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (10) 本業務終了後に、瑕疵が見つかった場合は、速やかに当院の指示に基づき、瑕疵の修正を行うこと。なお、本作業に要する費用はすべて受託者の負担とするこ

- と。
- (11) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

10. 問い合わせ窓口及び契約担当課

町田市民病院事務部経営企画室

〒194-0021 東京都町田市旭町 2 - 1 5 - 4 1

TEL : 042-722-2230 FAX:042-720-5680